

運用報告書の適正性に関する確認書

平成30年3月28日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都中央区銀座六丁目8番7号
会社名 フロンティア不動産投資法人
(コード番号: 8964)
代表者の役職 執行役員

氏名(署名) 永田和一

本投資法人の執行役員である永田和一は、当社の平成29年7月1日から平成29年12月31日までの第27期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号)第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識する理由は以下のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に基づき設立された投資法人です。本投資法人は投信法の定めにより、資産の運用に係る業務等を三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)に、資産保管業務、機関の運営に関する一般事務及び投資主名簿管理等に係る一般事務を三井住友信託銀行株式会社に、会計事務等に係る一般事務を税理士法人平成会計社(以下「一般事務受託者」といいます)にそれぞれ委託しております。なお、投資主名簿管理等に係る一般事務のうち特別口座に記録された投資口についての手続きは三菱UFJ信託銀行株式会社に委託しております。

また、本投資法人の会計監査法人は、新日本有限責任監査法人です。

2. 運用報告書作成プロセス及び作成にかかる体制

本投資法人は資産運用委託契約に基づき資産運用会社に運用報告書の作成業務を委託しております。運用報告書とは投信法第131条第3項及び同条第5項に規定する投資主への通知書類であり、その内容は、本投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表、資産運用報告、金銭の分配に係る計算書(以下「計算書類等」といいます。)及び会計監査人の監査報告書等を網羅したものです。

資産運用会社では職務責任権限規程及び情報開示規程に基づき財務部が運用報告書作成の主管部署となり一般事務受託者から提出される会計帳簿等に基づき計算書類等を取りまとめるとともに、投資

運用部、企画・管理部、コンプライアンス部の各部から運用報告書の作成に必要な開示情報を受領し、これらの情報をもとに運用報告書の原案を作成します。

運用報告書は、その原案が資産運用会社各部の代表者によりチェックされた後、共同情報取扱責任者・財務部門責任者である財務部長が最終案をとりまとめ、投資主に通知されます。なお、運用報告書の記載内容の基となる計算書類等に関しては、本投資法人の役員会において承認されています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

私が当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して、不実の記載がないものと認識するに至った理由は以下のとおりです。

- ・ 投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく資産運用報告の記載事項に関して、資産運用会社において確認をしているほか、資産運用報告の会計に関する部分について、会計監査人である新日本有限責任監査法人より投信法第 130 条に基づく監査報告書を受領しています。
- ・ 運用報告書の記載内容の基となる計算書類等は、資産運用会社から原案が本投資法人の執行役員である私に提示され、私はその内容を確認した後に会計監査人の監査報告書を追加したうえで本投資法人の役員会で審議、承認されます。
- ・ 資産運用会社において情報開示規程に基づき法定開示、適時開示の開示体制が整備され、これらの情報開示について本投資法人の執行役員である私の承認を得ています。また、重要な事項については、本投資法人の役員会に適切に報告されていることを確認しています。
- ・ 資産運用会社から本投資法人の役員会に対し、本投資法人の事業運営に係る重要事項について定期的に付議又は報告が行われていることを確認しています。

以上